

133かな盤を起因物とする死傷災害100事例まで（2019年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2019	1	10 ～ 11	住宅改修工事にて、柱のかながけを電動機械で作業中、機械を停止し床に置く際、回転が停止しておらず、刃に指が当たり、左手中指に切創を負った。	26	8	30202	1～ 9
2	2019	1	17 ～ 18	製材所工場にて、材木の電動カンナ掛け作業中、材料の木が挟まり取ろうとした際、人差し指を刃物で切り、右人差し指を骨折した。	74	8	10401	1～ 9
3	2019	2	15 ～ 16	手押しカンナで松材の製材作業中、材料の削れ具合に気を取られ、誤って左手小指が刃に接触し、欠損した。	57	8	30309	1～ 9
4	2019	2	16 ～ 17	工場で細い材料を手押しカンナで削っているときに、くしゃみが出てその反動でカンナの刃に右手小指が当たり負傷した。	71	8	30202	10 ～ 29
5	2019	2	8 ～ 9	自動一面かな盤を使用中に、停止ボタンを押し、しばらく経っていたので、回転刃が停止したと思い、右手を材料挿入口に入れたところ、人差し指、中指、薬指、小指を切断した。	35	7	10409	30 ～ 49
6	2019	2	7 ～ 8	工場にて、プレーナーの刃に木の皮が挟まり、機械を止めて取り除く際、刃に左手指先が当たり、左示指皮膚欠損創を負った。	26	8	10401	10 ～ 29
			8	工場内で超仕上カンナ機械の送材ベルトの荷直しをした後、送材ベルトを上昇させようと右手をスイッチに伸ばしたとき、左手の軍手				10

7	2019	2	9	の指先余りがベルトに食い込まれ、そのまま左手が送られて、左手人差し指、中指、薬指に裂傷を負い、さらに人差し指は靭帯を切断し、薬指の一部を骨折した。	64	7	10409	～ 29
8	2019	3	11 ～ 12	事業所作業場で木材の端を固定式電動カンナで削っていた際、軍手をはめた手を滑らせ右手人差し指と中指に切創を負った。	22	8	80209	1～ 9
9	2019	3	14 ～ 15	工場内にて、手押しカンナ盤で天板作成のための巾ハギ前の木材木口を切削中、右手が滑って回転中の刃物に接触し、中指第1関節を切断した。	22	8	10501	1～ 9
10	2019	3	13 ～ 14	個人宅新築工事現場にて、電気カンナを使用し、間柱の調整作業中、誤って電気カンナで左人差し指を切断した。	45	8	30202	1～ 9
11	2019	3	14 ～ 15	工房で木削り作業中、手押しカンナ板で木を削っていた際、手が滑って回転している手押しカンナ板の刃に当たり、右手人差し指の先1cm程度を切断した。	79	8	10409	1～ 9
12	2019	4	8 ～ 9	製材作業現場で、護摩木の製作中に、カンナで10mmの面を削っていて、護摩木が倒れそうになり、差し出した右手の人差し指がカンナの刃に当たり、右示指切断および末節骨開放骨折となった。	30	8	10401	1～ 9
13	2019	4	10 ～ 11	工場内でチーズの加工中、誤って右手の電動カンナが左手親指に当たり、左手親指に挫創を負った。	40	8	10101	50 ～ 99
14	2019	4	9 ～ 10	自社工場で、整備のため自動送りかんなの刃を取り替えた後、機械のスイッチを入れた。機械を稼働させた状態で扉を開け、オイルをローラー送り用チェーンに差していたところ、皮手袋をしていた右手人差し指をチェーンに巻き込み、切断した。	58	7	10409	10 ～ 29
15	2019	5	20	加工場施設内で残業中、モルダー加工機を使って作業をしていた際、次の木材を削るまでに木屑を排除しようとしたところ、誤って	38	8	10401	1～ 9

			21	刃物に右手が接触し負傷した。				
16	2019	7	21 ～ 22	機械稼働終了後に刃物を交換し、モルダーを全停止させて定盤の掃除をしていた際、手袋を着用してウエスで拭いていたが刃物がまだ惰性で回っており、ウエスが刃物に絡まって押さえていた左手が引っ張られ、中指と人差し指を負傷した。	22	7	10402	100 ～ 299
17	2019	7	9 ～ 10	工場内のモルダー作業場にて、刃物ブロック取り外し交換作業中、交換用刃物ブロック（刃物むき出しの状態）と右膝が接触し、右膝の裂傷を負った。	22	8	10402	30 ～ 49
18	2019	7	10 ～ 11	万能機（手押しカンナ）で木材の底面を削っていたところ、木材を押さえていた左手が外れて、木材の下にある回転している刃に手を落としてしまい負傷した。	40	8	10501	1～ 9
19	2019	7	13 ～ 14	自社の作業場で、自動手押し鉋機を使用し、木材（細材）の加工中、木材を押さえている左手が誤って回転している機械の刃先に接触した。その際、左手人差し指に切創を負った。	48	8	30202	1～ 9
20	2019	8	11 ～ 12	作業場にて、浴室入口枠に使う木の板を直角二面カンナで切削中、カンナの縦軸を回転させて木の板を押したところ、不注意により押さえていた右手小指に回転刃が接触し骨折した。	56	8	30202	1～ 9
21	2019	9	14 ～ 15	木材を手押しプレーナーに掛けて加工後の木材を移動した後に、作業台（手押しプレーナー）に戻ろうとした際に、回転中のプレーナーの刃に右手3本の指（第3指、第4指、第5指）が触れて負傷した。	52	8	10503	1～ 9
22	2019	10	16 ～ 17	木材間柱の材料を万能機自動かんなで削っていたところ、安全カバーが戻っていないことを確認せずに材料を取ろうとした際に、誤って刃に触り左人差し指を切断した。	20	8	30309	1～ 9
23	2019	11	12 ～ 13	電動カンナのゴミを取ろうとした際、電源をオフにしなかったためカンナが動いて左手薬指を負傷した。	41	8	40301	10 ～ 29

24	2019	11	16 ～ 17	木材製造現場で、手押しカンナ盤で木材加工中に、誤って右手親指を機械に入れてしまい、右手親指を切断した。	70	8	10409	1～ 9
25	2019	11	9 ～ 10	事業所作業場内で、モルダー機に木片が詰まり、機械を停止せずに取り除こうとしたところ、回転部に右手が接触し、右手薬指を欠損した。	45	8	10401	10 ～ 29
26	2019	12	15 ～ 16	木工所にて手押しかな盤で椅子脚部のむら取り作業中に、材料の木材が反っていたため手で機械により強く押しつけようとしたため、材料が盤上で反転しその拍子にかんなの刃物の回転体に左手人差し指が接触して切断した。	50	8	10501	10 ～ 29
27	2019	12	13 ～ 14	モルダー加工機に木材を投入中、刃物付近に木片が詰まり除去する際、安全カバーを持ち上げ、完全に停止するまで待たず、取り除く際、刃物に右手人差し指が接触し負傷した。	52	8	80209	10 ～ 29
28	2019	12	13 ～ 14	モルダー加工機に木材を投入中、刃物付近に木片が詰まり除去する際、安全カバーを持ち上げ、完全に停止するまで待たず、取り除く際、刃物に右手人差し指が接触し負傷した。	52	8	10401	50 ～ 99

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例まで（2019年）](#)に戻る。